

— 「気仙沼市製品・サービス開発等支援事業補助金」を新たに創設 —

## 魅力的な新製品・新サービスの開発や改良を支援します

- 市では、新型コロナウイルス感染症流行中や収束後の地域経済活性化に向けた市内事業者の魅力的な製品・サービスづくりを支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補助制度を創設します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や消費者ニーズ多様化が進む中、消費者の視点からより利便性が高く好まれる製品・サービスづくりに取り組む事業者に対し、その費用の一部を補助し、市内商店街等の再生に結び付けます。

### 1 補助金概要

#### (1)対象事業者

市内に住所を有する個人事業主，市内に事業所等を有する法人，主に市内所在者で構成される団体，その他市長が適当と認めた事業者

(2)対象事業  
消費者の視点からより利便性が高く好まれる製品・サービスの開発や改良であること。

(※)「製品」とは、工業製品のうち食品（製造又は加工されていない一次産品等を除く。）、雑貨、工芸品、衣料品などをいいます。

(※)「サービス」とは、店舗の幅広い利活用や消費者視点で利便性を向上させる買い物支援事業など、新たに付加価値を創出する取組み又は仕組みの導入（イベント事業及びキャンペーン事業など一時的な販売促進活動を除く。）をいいます。

#### (3)対象経費

##### ○製品の開発等

製品の試作・開発費，成分分析費・検査費，パッケージ等作成費など

(※)人件費や機器・機械等購入費その他の設備投資，商品完成後の量産に係る費用，展示会等出展経費，消費税等相当分は補助対象となりません。

##### ○サービスの開発等

サービス開発費，パンフレット等作成費，備品購入費など

(※)人件費や店舗等整備費，消費税等相当分は補助対象となりません。

#### (4)補助額

1/2以内（補助上限50万円）

### 2 募集期間

令和2年11月16日（月）から令和2年12月7日（月）まで

※交付決定日は令和2年12月11日（金）を予定しています。

### 3 申請方法

市HPより申請様式をダウンロードの上，気仙沼市産業部産業戦略課まで必要書類をご提出ください。

### 4 その他

- ・補助金採択者の選考は，市産業部に設置する選考委員会で行います。
- ・交付決定以前に支払った費用は，本補助金の対象となりません。